

第4弾

本部長(島田市長)からのメッセージ(自粛依頼文)

— 政府の緊急事態宣言を受けて —

政府において、『緊急事態宣言』が発出された事を受け、島田市は「島田市 新型コロナウイルス感染症対策本部」を設置しました。

さらに4月7日、近隣市町の20代男性に新型コロナウイルスへの感染が判明したことから、さらなる感染拡大を防ぐため、今後の情報に十分注意して下さい。

また、発熱などの症状がみられた場合は、中部保健所に電話をしてから指定した医療機関を受診して下さい。

各種イベント等の主催者におかれまして、引き続き各種イベント等の「中止」「延期」または「規模縮小」にご協力願います。

なお、今後新たに感染者発生の場合、施設の使用制限等をお願いすることがあります。

1 新型コロナウイルス感染対策のための対応

- (1) 市内小中学校、保育園、放課後児童クラブ等の休校、休園
- (2) 感染拡大地域への不要不急の移動を自粛
- (3) 各種イベント及び会議・集会について

ア 屋内外イベント

不特定多数の参加が見込まれるイベントについては「中止」「延期」または「規模縮小」

イ 上記に該当せず、イベントを実施する場合

主催側、参加者側ともに、感染防止対策を適切に講じて実施

(4) 市管理施設の利用について

ア 屋内施設

(ア) 感染防止対策のため、使用要領・使用時間等を適切に運用して利用する。

(イ) 感染防止対策が困難な場合は、引き続き使用を制限する。

(ウ) 図書館、社会教育施設等の施設は利用制限があります。

(エ) 以下の施設は休館とする。

こども館、子育て支援センター、児童館、児童センター

イ 屋外施設

感染防止対策を適切に講じて使用する。

2 感染防止対策

- (1) 密閉空間を避ける、定期的な換気
- (2) 密集を避けるため、適度な距離を確保
- (3) 会話や発声が予測される場面ではマスク着用
- (4) 手洗い・うがい・アルコール消毒の励行
- (5) 共同で使う物品については、定期的にアルコール消毒

3 発熱相談先

帰国者・接触者相談センター 054-625-7804 (夜間・土日祝日は090-3309-6707)